

南陽市立宮内小学校 学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

本方針は、国のいじめ防止対策推進法、山形県及び南陽市がいじめ防止基本方針に基づき、本校におけるすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ等の防止を含め、望ましい成長支援を目的に策定する。

1 いじめ問題のとりえについて

(1) いじめの定義と判断

定義：いじめとは、「校内において、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）によって対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校内外を問わない。

(2) いじめの定義の確認（H29.11 山形県いじめ防止基本方針）

- ①けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ②好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

(3) いじめの解消（H29.11 同上）

少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。

①「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3か月以上）。

②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害者児童生徒本人及びその保護者等により確認する。

2 いじめ防止・未然防止のための基本事項

(1) 危機管理意識の向上

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる」という認識のもと、子ども理解のアンテナの感度を高め、児童の様子の変化に注視する。

(2) 組織での対応

担任一人で抱え込まず、報告・連絡・相談を大事にして、学校組織で対応する。

(3) 児童が主体的に取り組む活動の活性化

児童会や学級等で自主的・自律的取り組み（なかよし宣言など）を促し、「いじめは許さない」雰囲気醸成させる。また、生活の中で相手を思いやる言葉づかいや態度を身に付ける。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

P.T.A総会や懇談会などの機会に、保護者に「いじめのサイン発見シート」を配付するなどして、法の趣旨・内容やいじめの定義などを確実に周知する。その際には、本校の「学校いじめ防止基本方針」についても、併せて説明する。

また、状況に応じて適切に保護者や地域、関係機関と連携を図り、いじめ問題の重要性の認識を広めながら、いじめの予防や早期解決に当たる。

(5) 自尊感情と共感性を育む教育活動の推進

わかる授業づくりや学級経営の充実、人権を尊重した指導を通して、児童との信頼関係を築くとともに、自尊感情を高め、思いやりや共感性を育む教育活動を推進する。

3 いじめに対する措置

(1) 早期発見・未然防止の方策

- ① Q-U（5月）、いじめ発見調査（6・11月）、トークタイム（6・11月）の実施
- ②日頃からのきめ細かい観察とアンケート・個別面談実施後の児童聞き取り（計6回）
- ③校内教育相談委員会の実施

(2) いじめ発生に対する措置（早期対応・組織的対応）

①迅速な事実確認・報告・相談

いじめに係る相談を受けた場合は、自尊感情やプライバシーに配慮しつつ、速やかに事実の有無の確認を行う。

②発見・通報を受けての組織的な対応

いじめの事実が確認された場合は、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を行う。また、相談や訴えがあった場合は、真摯に受け止め、丁寧に聞き取りを行うとともに、いじめの疑いがある場合は、速やかに情報を共有し、組織的に対応する。

③被害者及びその保護者への対応、支援

自尊感情やプライバシーに十分配慮しながら共感的に受け止める。児童には、秘密や安全を守り、信頼できる人（友人・教職員・家族等）と連携して支える体制を作ること伝える。また、家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を伝えたり、丁寧に指導の方向性を説明したりしながら、できるだけ不安を除くことができるようにする。

④加害者及びその保護者への対応

いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、行為の責任を自覚させるとともに、その背景にも目を向け、加害児童の心や人格の成長に主眼をおいた指導を行う。事実関係の聴取後は、迅速に保護者に連絡し、以後の対応について協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

⑤集団への指導

いじめに荷担していなくても、同じ集団に属している児童に対しては、いじめに対する認識を深めさせ、いじめを根絶しようとする態度を行き渡らせるように指導する。また、被害・加害の当事者を含む集団として望ましい方向に向かうよう関係の修復に注意を払う。

⑥ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みや誹謗中傷等のいじめが確認された場合は、当事者及びネット管理者、警察と連携して削除を求めるとともに、事実を確認し、他のいじめ同様に必要な指導を行う。また、児童に対し情報モラル教室等啓発の機会を設け、未然防止に努める。

(3) 重大事態への対処

生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を速やかに行う。

①重大事態が発生した旨を市教育委員会に報告する。

②教育委員会との協議の上、当該事案に対する組織を設置する。

③上記機関を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

4 教育相談・生徒指導体制

校長・教頭・教務主任・教育相談担当・特支コーディネーター・生活指導部長・養護教諭・当該児童学年主任・当該児童担任による教育相談委員会を開催し、予防対応や情報交換、対応策を協議・検討する。また、緊急を要する場合は、管理職・教務主任・生活指導部長・当該児童学年主任・当該児童担任等の間で連絡をとり、ケースに応じて必要な体制を作り、迅速に対応する。

5 校内研修

子どもを語る会や職員終会後の語りタイム等で児童についての情報交流を行い、全教職員が共通理解して対応する。また、いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題等に関する研修の実施や各種研修会等の報告を行い、様々な事例に対応できるように研鑽を図る。

6 学校評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめの早期発見に関する取り組み」を学校評価項目に加え、教職員・保護者から評価を行い、PDCAサイクルを意識しながら取り組みを進める。また、学校評価等を基に学期末毎に学校いじめ防止基本方針の検討を行う。

7 校内支援体制

